

遺族補償一時金  
遺族特別支給金  
遺族特別援護金  
遺族特別給付金

## 請求・申請書

(実施機関の職氏名)  次の遺族補償一時金 （ 遺族特別支給金 遺族特別援護金 遺族特別給付金 ）を請求(申請) します。			請求(申請)年月日	年 月 日
			請求(申請)者 の住 所 氏 名 死亡した職員と の続柄又は関係	○印
1 死に 亡し た 事 員 項	所 属 部 局			
	氏 名 年 月 日生( 歳)	職 種		
2 遺 族 補 償 ・ 一 時 金 請 求 金 額 の 計 算 等	負傷又は発病 の 年 月 日		年 月 日	死亡年月日 年 月 日
	受給権者の氏名 年金の受給権者で あつた者の氏名	生年月日	死亡した職員と の続柄又は関係	(補償基礎額) $\left( \text{支給率} \right)$ (支給された年金額の総計)  $\text{円} \times 400 \times \frac{100}{1} -$ $\times =$ (受給権者の数)
3 遺 族 補 償 一 時 金 請 求 金 額	遺族補償年 金(遺族特別 給付金)が支 給されてい た場合	年金証書の番号	支給された年金額の合計	支給された特別給付金額の合計
		第 号	円	円
		第 号	円	円
		第 号	円	円
総 計		円	円	
4 遺 族 特 別 支 給 金 申 請 金 額 の 計算	遺族特別支給金(総額) $\text{円} \times \frac{1}{(受給権者の数)} =$ 円	遺族特別援護金(総額) $\text{円} \times \frac{1}{(受給権者の数)} =$ 円		
5 遺 族 特 別 給 付 金 申 請 金 額 の 計算	(A) (補償基礎額) (支給率) (支給された遺族特別給付金額の総計)  $\left( \text{円} \times 400 \times \frac{100}{1} \times \frac{20}{100} - \right)$ $\times =$ (受給権者の数)			
	(B) (支給率) (支給された遺族特別給付金額の総計)  $\left( 1,500,000 \text{ 円} \times \frac{400}{365} \times \frac{100}{1} - \right)$ $\times =$ (受給権者の数)			
6 遺族特別給付金申請金額				円
7 添付する書類その他の資 料名				

8 送 金 希 望 の 場 合	振込先 金融 機関 名	銀行	支店
	預金科目	普通預金	当座預金
	口座番号		
	口名 義	住所	
	座人 氏名		
受 理	年 月 日		
決 定	年 月 日		

決 定 金 額	一時金	円
	特別 支給金	円
	特別 援護金	円
	特別 給付金	円
	合計	円
	支 払	年 月 日

(注意)

- 1 請求(申請)者は、印の欄には記入しないでください。また、該当するにレ印を記入してください。
- 2 「2 遺族補償一時金請求金額の計算等」の欄の「受給権者の氏名」の項は、すべての受給権者について記入してください。
- 3 「2 遺族補償一時金請求金額の計算等」の欄の「遺族補償年金(遺族特別給付金)が支給されていた場合」の項は、この請求書(申請書)の提出前に当該補償(遺族特別給付金の支給)の事由となった職員の死亡に関する遺族補償年金(遺族特別給付金)の支給が行われていた場合にのみ記入してください。また、「(支給率)」の項には、条例付則第15項各号に掲げる支給率のうち、請求者の該当するものを記入してください。
- 4 「2 遺族補償一時金請求金額の計算等」及び「5 遺族特別給付金申請金額の計算」の欄の「補償基礎額」は、第4号様式の2「補償基礎額算定書」で算定した金額を記入し、請求・申請の際は、同算定書を添付してください。
- 5 「5 遺族特別給付金申請金額の計算」の欄の「(支給率)」の項は、3の例により記入してください。
- 6 「6 遺族特別給付金申請金額」の欄には、「5 遺族特別給付金申請金額の計算」の欄の(A)の金額((A)の金額が(B)の金額を超える場合には、(B)の金額)を記入してください。
- 7 この請求書には、次の書類を添付してください。ただし、この請求書の提出前に、当該職員の死亡について公務災害の認定請求書が提出されているとき、又は遺族補償年金の支給が行われていたときは、次の(1)及び(8)に掲げる書類は、添付する必要はありません。
  - (1) 職員の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他職員の死亡の事実及びその死亡が公務上の事由によることを証明する書類又はその写し
  - (2) 請求者と死亡した職員との続柄又は関係に関する市区町村長の発行する証明書
  - (3) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったときは、その事実を認めることのできる書類
  - (4) 職員の死亡に関する遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、請求者に先順位者のないことを証明する書類
  - (5) 請求者が死亡した職員の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であるときは、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
  - (6) 請求者が配偶者、死亡した職員の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の者で、主として死亡した職員の収入によって生計を維持していたときは、職員の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
  - (7) 請求者が、死亡した職員の遺言又はその任命権者に対する予告により特に指定されているときは、これを証明する書類

- (8) 災害が第三者の行為によって生じたときは、その事実、第三者の氏名及び住所(第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨)を記載した書類
- 8 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。

(A4)